

ぶらんこ

FPIC 盛岡ファミリー相談室通信

2024年7月25日発行 第6号



今号は、令和6年4月5日に盛岡市との共催により開催された、「子ども・ひとり親家庭支援の一環としての面会交流支援の在り方を考える講演会」について掲載します。内館盛岡市長、前田岩手県弁護士会会長の御挨拶後、下記演題による2時間にわたる講演と質疑応答が行われました。紙面の関係でそのすべてを掲載できませんが、講師お二人の了解を得て要約させていただきました。



内館市長御挨拶

「山形県における面会交流支援活動の歩み」

講師 特定非営利活動法人面会交流支援虹の会やまがた
理事・弁護士 渡邊大輔氏
副理事長 佐藤重俊氏

はじめに

本日は貴重な機会をいただきありがとうございます。私は山形県の虹の会の理事をしております弁護士の渡邊大輔と申します。司法研修所69期です。隣におりますのが、虹の会副理事長の佐藤重俊です。元家庭裁判所調査官で現在調停委員をしております。よろしくお願いいたします。

今日お集まりの皆さんには、面会交流とは何か、あるいはそれをどのように支援していくのかについて、考え方のヒントになるものを模索していただきたいと考えております。

1 面会交流の意義

(1)面会交流の定義とその沿革



面会交流の定義を要約すると、「父母の別居中又は離婚後において、養育監護していない親（非監護親、別居親）が子どもとの間で、他の養育監護している親（監護親・同居親）の協力を得て、直接面会し、又は手紙や電話等により間接的に交流すること」になります。子どもの利益を踏まえてはいますが、親が主語だという点はずっと変わりません。

明治時代に制定された旧民法で子は「其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス」と定められました。その背景には、家長が家族を支配し庇護するという家制度意識がありました。その結果、父が「家の子」を引き取り、多くは母だった非監護親が、離婚と同時に子との交流を絶たれました。戦後の新民法下でもその意識は事実上継続していました。それが高度経済成長に伴う核家族の増加によって変わります。契機は昭和39年の東京家庭裁判所の、「面接交渉（現在の面会交流）という未成熟子と面接ないし交渉する権利は、未成熟子の福祉を害することがない限り、制限され、また奪われることはない。」という審判です。昭和59年の最高裁判例でも、協議離婚の際、非監護親に子との面接交渉を認めるかどうかは、子の監護に関する処分について定める民法766条1項又は

2項(当時)の解釈適用の問題であるとししました。日本の経済状況が拡大するにしたがって、個人主義的意識が社会に浸透し、非監護親が子に会えない状況は子の不利益になるという考え方が根付いてきます。

国際法でも、面会交流が「児童の権利に関する条約」(平成元年国連総会採択、平成6年批准)の条約条文9条3項の「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」として明文化され、国際的な潮流が明確になりました。

国内では、平成12年の最高裁判例により、離婚後のみならず父母別居中の面会交流にまで解釈が拡張され、平成23年の民法改正で、初めて条文中に「面会交流」という言葉が出てきます。父母が協議上の離婚をするときは、「父又は母と子との面会及びその他の交流」につき協議で定め、協議が調わないときは、家庭裁判所が子の監護に関する事項として定め」その際、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」ということになりました。面会交流は、子が主体ではなく、まだ親の「監護権」の一内容です。

今般の国会で、民法の一部改正案が審議され(講演終了後の令和6年5月17日成立)、離婚後の共同親権がクローズアップされています。面会交流については大きな変更はないものの、改正案の内容に、審判による父母以外の親族と子との交流の定め、父母の婚姻中の交流、審判又は調停前の「親子交流」の試行的実施などが含まれることになりました。

(2)面会交流に関する社会的意識の変化

過去の面会交流権の一般的な理解としては、親の実態的な権利性を承認しつつ、子の利益の最優先を謳っているのが実情でしたが、平成5年の大阪家庭裁判所の審判、平成12年の最高裁判例では、面会交流権を親の権利ではなく義務として考え、非監護親が同居親に対して子を適正に監護するための行為を求める請求権であると理解されるようになりました。最高裁の立場は親の権利よりも親の監督責任という捉え方になります。この考え方は親権(custody)から親責任(parental responsibility)へと

いう諸外国の民法の捉え方とも符合します。成長過程にある個人としての子の主体性が承認されつつあり、児童の権利条約12条の意見を表明する権利、家事事件手続法における子の手続参加、子の手続代理人選任等の制度もその例です。一つの時代の流れとして、面会交流に関する社会意識はここまで展開してきました。

(3)社会的課題としての面会交流

家庭裁判所の家事調停総数、離婚調停の新受件数は、全国・山形県ともに漸減傾向ですが、平成25年から令和4年までの10年間の面会交流調停の新受件数は増加しており、山形県は1.6倍になりました。調停の成立率は約6割です。この面会交流の争いをどう調整するかというのが大きな社会的課題になっています。



面会交流支援の必要性が増大している理由として、社会意識の変化に伴って子の健全な育成に資する面会交流が原則許容されてきたこと、親の権利という側面から見て争いが非常に先鋭化した事案が家裁に申立てられていることが考えられます。虹の会でも、親の権利意識の増大に伴って、連絡調整支援を始めとして困難事例が増加しています。

2 山形県における面会交流支援活動

(1)「NPO 法人面会交流支援虹の会やまがた」設立の経緯と弁護士理事の関与

平成30年、家事調停委員3名(家裁調査官経験者、児童福祉行政経験者)が企図したのが始まりです。第三者機関の支援がない面会交流調停が不成立になるもどかしさが動機です。それに弁護士有志も加わって、発起人会、任意団体設立準備会を組織しました。令和元年、「設立準備会に関する規程」が制定され、会員の募集を開始しました。また、家事調停委員も参加して、弁護士会主催による盛岡ファ

ミリー相談室の魚住事務長を講師とする面会交流支援の研修会を行いました。令和2年、東北地方2番目の専門職経験者による任意団体「面会交流支援センターやまがた」（愛称「虹の会」）が設立されました。同時期に設立後初のオンラインによるケース支援を行いました。

令和3年4月、「虹の会」が山形県（しあわせ子育て応援部）の面会交流支援事業を受託しました。その際、山形県の委託事業費として年間180万円の予算が付いたことで財政基盤が安定し、団体の存在が県内自治体にも周知されました。委託事業関連で、山形県小白川庁舎内に無償で事務所も開設できました。その後、家裁鶴岡支部の調停委員が理事として参画し、支援活動の拡大に伴って内部から法人化を求める声が上がりました。昨年（令和5年）7月7日、「NPO法人面会交流支援虹の会やまがた」（略称「虹の会やまがた」）を設立するに至りました。

弁護士の会員が支援ケースを担当することはありません。初期の主な関与は、窓口の整備としての携帯電話取得、メールやオンライン会議のためのインフラ環境の整備、会則・規程案や支援要領案の起草、任意団体としての会計処理などです。NPO法人化に伴い、定款等の起草、設立認証、登記手続、設立届出も行いました。顧問となる公認会計士・税理士の紹介も行いました。

(2) 支援活動の概要

主な事業は、親子間の面会交流の支援、家庭問題に関する公的機関などからの事業の受託（山形県の面会交流支援事業受託）です。支援類型は二種類です。一つは1年間の支援契約に基づく「本支援」（更新可）で、支援態様としては、①付添い、②受渡し、③連絡調整、④代理送付です。実際、①から④の複合型も多くみられ、中でも③の連絡調整支援は必須となっているのが実情です。①と②の頻度は月1回が限度です。交流時間は最大で3時間（延長1時間可）です。もう一つは、調停係属中の暫定的な「短期支援」で1回限りです。最近では家裁からのアウトソーシングとして行われています。短期支援は今後も増加することが予想されます。

(3) 山形県からの委託事業

令和3年4月から県事業を受託しています。それは、任意団体設立を県に報告したところ、何らかの

支援を考えていた県が委託する方向となり、お互いのタイミングが一致した結果です。県の面会交流支援事業は、第三者機関の支援を利用する際、所得要件を主とする要件を充足する利用者の費用負担を1年間賄うものです。

(4) 支援の流れ

一方の親（又はその代理人）からの電話・メールにより受付し、支援要件の検討に入ります。①子が県内居住している、②面会交流調停が家庭裁判所に係属中である、③監護親・非監護親の双方に弁護士代理人が就いている（最近一方だけに緩和）、④親双方が第三者機関の支援を受けることに合意していることです。その上で、県事業の加重要件として、⑤子が15歳未満であること、⑥いずれかの親の資力が児童扶養手当の一部支給における所得制限額を超えないことがありましたが、令和6年4月から所得制限の要件が廃止されました。



支援要件確認後、事前面談をそれぞれ個別に行います。多くは代理人弁護士の同席の元虹の会事務所で行います。内容としては、事情を聴取する一方、虹の会ルールを説明し、了解が得られたらそれぞれに面会交流支援の申込みをしてもらいます。短期支援の場合は調停成立前なので代理人間で短期支援実施に向けた合意書を作成してもらいます。

調停条項の要件は、①面会交流の頻度、②第三者機関の支援を受ける旨の確認、③第三者機関が行う支援の内容の確認、④第三者機関の所定のルールや指導に服する旨の誓約、⑤第三者機関の利用費用の当事者間の負担割合の定めです。要件を満たしている場合に、面会交流支援の契約を結び、子との顔合わせ、ケースに応じた支援計画書の作成といった支

援準備に入ります。

支援の問題で悩ましいのは終了(卒業)の時機です。最初は父母の信頼関係やコミュニケーションが上手くいかなかったとしても、面会交流を重ねるうちに子の態度などの影響もあって良い方向に変化し、終了に至ります。しかし、中には、なかなか終了できない事案があり、そうした父母にどう支援終了を促すかが課題です。

(5)最近の支援活動の傾向と課題(佐藤重俊副理事長)

短期支援の希望が増加し、短期支援を経て継続的支援に至る形が定着しています。短期支援は調停中の合意によって一回限り実施されます。家庭裁判所の試行的面会交流は土日祝祭日にできませんが、虹の会は可能です。今回の民法改正案の中で、家裁係属中に積極的に試行することが盛り込まれたことから、この傾向に拍車がかかると予想しています。

支部のケースが増加し、県内全域に支援場所が広域化しています。しかし、支援を担当する会員が県内全域にいる訳ではありません。支援者は庄内地域にはいますが、米沢市を中心とした置賜地域、新庄市を中心とした最上地域にはいません。その地域には、本部の支援者が片道一時間ほどかけて出向きます。広域化に伴う支部の支援者の拡大が大きな課題です。また、支援拠点の確保と支部・本部間の連携が課題になります。報告書やケースファイルの作成、担当者間の連携、記録の保管関係などの問題も生じます。虹の会として支援用スマホ6台、支援用タブレット3台を配備しており、支部のケースでも利用しています。



県外の家裁に係属中のケースの場合、虹の会の支援利用の流れや支援内容への理解がなかなか得られず、調整に時間を要します。支援利用が益々広域化して行く中で、これも課題の一つです。

虹の会ではその支援対象を、基本的に父母双方に代理人が就いた支援ケースに限定していますが、それが無理な場合でも少なくとも片方に代理人に就いてもらいます。ただし、代理人なしの当事者は文書作成や契約に不慣れなことから、単独代理人には他方親との調整的役割を期待したいのですが、住所秘匿等の事情や感情的要素などが加わると、その対応を十分してもらえないこともあります。

虹の会が発足して3年ほど経過し、支援終了ケースも見られます。終了に向けた支援プランをケースに沿って考え、随時中間面談をしながら点検して行く必要があります。自立に至るプロセスの中で、例えば面会交流の頻度、支援内容、時間、条件などが調停条項と異なってきますが、一年ごとの更新面談でそれを更新契約承認書などに記載して、変更点を明確にしています。

第3 課題と展望

(1)虹の会が抱える課題

弁護士が支援者として実際のケースに携わることはありませんので、調停委員経験者等が支援を担当しますが、困難事例に対処できる支援者が不足していることが一番の課題です。会員二人態勢で支援しますが、争いが先鋭化した難しいケースになると、新たな会員にすぐ任せる訳にもいきません。その結果、ベテランメンバーに負担がかかります。支援者の育成は重要な課題です。また、正会員、賛助会員の外にも学生ボランティアを想定した協力会員制度がありますが、昨今の厳しい社会情勢もあって、学生が参加できる状況ではありません。

虹の会は、各支部地域の旗振り役を担える理事や会員を探しています。しかし、諸事情からなかなか理事を選任できないのが実情です。庄内地域の酒田、置賜地域、最上地域の理事は不在です。そういう状況に対応するため、家裁本庁のある村山地域から支援者を派遣していますが、それには限界があります。解消方法として、理事がいない支部での研修機会を増やして、会員の理解を得たいと考えています。

(2)面会交流支援団体と弁護士

弁護士は家事調停委員と意識や考え方が違うと感じています。自営業者である弁護士は一方の代理人として調停に入ります。そういう性質の仕事です。独立して生計を立てている訳ですから、当然、調停

委員とは感覚が違います。

弁護士自身の意識も変わってきています。競争は激化しており、公益的活動への関心は後退しています。例えば弁護士会の子どもの権利委員会の会議の顔ぶれも固定化し、人手が少ない状態です。職人肌の面もある弁護士は、公益活動だというだけとかその報酬だけでは動きません。仕事や活動に意味があると納得できると重く受け止める習性がある生き物です。それは理事不在の地域の事情にも言えることです。

弁護士ができることは限られます。虹の会のインフラ整備の仕事についても実際に自分ができるところを提供しました。顧みると、自分自身がなぜ虹の会に参加しているのか、考えてもよく分かりません。実際、調停委員等と一緒に活動することは楽しくて、弁護士として遣り甲斐にもなっています。その理由は、一つの意見交換の場になっているからだと思います。もちろん、守秘義務がありますので、意見交換の場で個別の事案に関しては話すことはありません。ただ、お互いに持ち寄る情報には違いがある訳です。調停委員、福祉行政経験者、弁護士は、コロナ禍以降そうしたサロンの場で動きにくくなっています。サロンをどう設けていくかは、地域社会の課題だと考えます。虹の会がそういう場になると感じているからこそ関わっています。

(3) 弁護士会員に要望すること(佐藤重俊副理事長)

弁護士会員から法的判断に関して助言をいただいたことがあります。虹の会を利用する際の調停条項モデル、短期支援の合意書モデル、契約書等の作成に際し助言をいただきました。離婚訴訟中の双方代理人が作成した合意書で支援契約ができるかという問い合わせがあった際には検討していただき、虹の会の利用には調停での合意が必要なので、それはできないという結論になりました。離婚訴訟中の証拠として支援者の発言を裁判所に提出したいという要望が代理人から出された際には、あまり気にする必要はないという助言を得ました。当事者の頭越しに支援経過について確認したいという問い合わせがあった際には、代理人限りであれば構わないだろうとの助言を得ました。

これまでに幸い危機場面はありませんでしたが、虹の会は、複数の弁護士会員で「危機管理部」を組

織しています。何かあれば相談できるので心強いです。

マスコミに対応する際には、それに精通した弁護士会員から助言を得ました。

内部での研修会では、代理人の経験などを基に発言していただきとても参考になりました。

「弁護士向け実施要領」を作成していただきました。この要領は、虹の会への事前面談申込みから契約までの間に弁護士(代理人)として対応していただきたい具体的な作業などを説明したものです。又、その配布に際しては、弁護士会に協力要請していただき、弁護士会とのパイプ役を担っていただきました。

正会員 69 人のうち 15 人が弁護士で、その内 6 人が支部所属です。弁護士会員が増えれば、支援活動がスムーズに流れることから、弁護士会員の役割は大きいといえます。弁護士会員の拡大を強く願っています。

おわりに

子どもの利益は口で言うのは簡単ですが、今後、悩ましい事案や難しい判断を迫られる場面が確実に増えます。虹の会の弁護士理事として何ができるか暗中模索していますが、地域にとって交流できる団体の存在は大切です。切磋琢磨しながら団体活動の運営をしていきたいと思っています。今後ともよろしくお願いします。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)



質疑応答は割愛させていただきました。



～講演会を終えて～

FPIC 盛岡ファミリー相談室
代表 宮古守夫

私たち FPIC 盛岡ファミリー相談室は、令和 6 年 4 月 5 日(金)午後から「子どもの最善の利益のために一子ども・ひとり親家庭の支援の一環として面会交流支援を考える」をコンセプトに盛岡市との共催による講演会(於プラザおでっ)を開催しました。

具体的には、山形県の「特定非営利活動法人(NPO)面会交流支援虹の会やまがた」から渡邊大輔理事(弁護士)と、佐藤重俊副理事長(元家庭裁判所調査官、現家事調停委員)のお二人を講師としてお招きし、「山形県における面会交流支援活動の歩み」と題するご講演をいただき、これに引き続きフロアとの活発な質疑応答や意見交換を行いました。

講演会当日は、年度初めの多忙期の金曜日にも拘わらず 70 人を超える多数の参加者がありました。FPIC 盛岡ファミリー相談室会員のほか盛岡市長及び盛岡市子ども未来部部長を始めとする職員、盛岡調停協会会員、県弁護士会弁護士、その他盛岡市男女共同参画センター職員、盛岡市女性センター職員、盛岡市民生児童委員、県社協職員等々と多彩な顔触れでした。

さて、私たち FPIC 盛岡ファミリー相談室としては、昨年秋頃からある意味で組織の存亡を懸けるくらいの切羽詰まった思いでこの講演会の企画作業を進めてきました。それと言いますのには、以下に述べるような背景事情や課題(一弁護士会や行政機関との連携不全、新規加入会員の先細り等の人材資源の枯渇や会員の高齢化の問題等)がありました。私たち FPIC 盛岡ファミリー相談室は、2018 年(平成 30 年)10 月奇しくも今回の講演会と同じ会場で開設総会を開催し、今年で 5 周年を迎えておりました。

一方、本講演会に講師としてお招きした「虹の会やまがた」は、2020 年(令和 2 年 9 月)に任意団体「面会交流支援センターやまがた」として設立され

た面会交流支援団体です。FPIC 盛岡ファミリー相談室より 2 年後発の面会交流支援団体ということになります。

また、東北地方においては、私たち FPIC 盛岡ファミリー相談室と、「NPO 面会交流支援虹の会やまがた」の 2 団体だけが現時点でも、元家庭裁判所調査官及び現元家事調停委員等の専門職経験者により組織されている面会交流支援団体ということになります。

ところが、「虹の会やまがた」は、設立翌年の令和 3 年 4 月には山形県(しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課)から面会交流支援事業を受託することとなり(一東北地方では初の試み)これにより同団体の財政基盤が安定し、団体の存在が山形県内の自治体にも周知されるようになったということです。また、利用者(県民)の方が第三者機関の支援を利用する場合、県が 1 年間、一定の要件を満たす利用者(県民)の利用料を賄う(=利用者の費用負担なし)ということにもなったということです。さらに、令和 6 年 4 月からは利用者(県民)の所得制限要件が廃止され誰でもが支援料を負担することなく面会交流支援を受けることができるようになったということです。



また、「虹の会やまがた」は、令和 3 年 6 月から県分庁舎内の一室を無償で借り受けて団体の事務所として使用することができることになったということでもありました。

こうした支援活動の拡大に伴い、団体内部から法人を求める声上がり、平成 5 年 7 月任意団体から「NPO 法人面会交流支援虹の会やまがた」へと移行し現在に至っているということでもありました。「NPO 法人面会交流支援虹の会やまがた」が、短期間でこうした先進的取り組みが可能となったこ

とに私たちは少なからず衝撃を受けました。そこで、「虹の会やまがた」から講師をお招きして講演会を開催して、どのような道筋を経てこのような先進的取り組みが実現していったのかなどを、行政機関(盛岡市、岩手県)や司法機関(岩手県弁護士会等)の関係機関の方々にもたくさん参加していただき、一緒に学び一緒に考えようという趣旨で、この講演会実現に向けての機運が生まれました。

私たちとしては、この講演会を起爆剤として FPIC 盛岡ファミリー相談室組織の活性化を図り、一方で上述の行政機関や司法機関等との連携強化を再構築したいという謂わば最後の切札を出すような願いを込めてこの一大イベントを企画しました。

そのために昨年末には弁護士会員有志の方々にも参加いただき忘年会を兼ねた講演会企画のための懇談会も実施して、講演会成功への機運を盛り上げる催しなども行いました。

財政的基盤も脆弱な当相談室ですが、こうして FPIC 盛岡ファミリー相談室の総力を挙げて万感の思いを託して4月5日の講演会を迎えました。

そして、講演会終了後には、私たちが講演会企画段階で構想していたことの芽吹きと思われるような二、三の動きが早くも出現しています。

その一つとしては、この講演会を聴講した岩手弁護士会の弁護士(一講師の渡邊大輔弁護士と同世代の男性弁護士)から FPIC 盛岡ファミリー相談室正会員としての加入申出があったことです。その上、同弁護士は正会員として登録される前から積極的に私たちの月例会や役員会に出席したり、会則等の見直しに作業にも加わっていただいています。実は、弁護士会員が私たちの月例会等に出席したことはこの5年間で初めての出来事でしたし、このことが私たちの団体へのエンカレッジメントとして作用

している効用などをとても心強く感じています。

その二としては、この講演会を聴講した盛岡市女性センターの相談員(カウンセラー)の方からも FPIC 盛岡ファミリー相談室特別会員として加入の申出があったことです。この方については、私と事務長及び女性役員の3人で面接をさせていただき本部に推薦申請をしましたが、家事調停委員経験者以外の分野からの初めての特別会員ということになります。このことは支援員の人材資源のすそ野が広がったという意味で、私たちの今後の課題解決に繋がることを期待しています。その他、本講演会そのものを盛岡市と共催として開催できたこと、更に実際にも盛岡市長や盛岡市子ども未来部長に講演会やその後の懇親会にも出席していただけたことは、今後の盛岡市との連携強化に向けての大きな励みとなりました。

また、盛岡市長との懇談会に参加する団体を公募するという企画がありましたが、この団体にも採択されて、懇談会期日も8月23日との通知がありました。この懇談会へは FPIC 盛岡ファミリー相談室役員を中心に出席して、面会交流事業等を中心に事業の概要などについて具体的にお話をしていきたいと考えています。

このように「NPO 法人面会交流支援虹の会やまがた」から講師をお招きし、講演会を終えてから僅か二ヶ月余の間に上述のような FPIC 盛岡ファミリー相談室と、盛岡市や FPIC 盛岡ファミリー相談室内の弁護士会員との活発な連携の動きなどを見るにつけても、この企画が成功裏に終わったことを、講師及び参加して下さった各関係機関の皆様への感謝の気持ちを込めて実感しているところであります。

私たちのような一ボランティア活動団体が、公益性の高いボランティア活動を実践するに際して地域社会からの信頼性を獲得していくためには、先ずはその組織自体への社会的信頼性(「看板に対する社会的信頼性」)を構築していくことがいかに重要であるかということ肝に銘じて学びました。そして、この明確な目的意識を明確に持ちつつ、それに向けて見通しを持った組織運営を意図的且つ戦略的に展開していかなければならなかったということでした。



本講演会開催を契機に弁護士会や盛岡市との連携の基礎的枠組みはできたように思います。今後はお互いに「行動連携」を積み重ねながら、これを更に強力なものにしていきたいと願っております。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

FPIC イメージ考

--- 「FPIC は 堅い？」 ---

盛岡ファミリー相談室事務長

魚住 英昭

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

全国には、様々な由来を有する多様な面会交流支援団体がありますが、その中で私たち盛岡ファミリー相談室が所属する FPIC は、他の支援団体や利用者・代理人弁護士等からどのようなイメージで受け止められているのでしょうか。しばしば仄聞する評価が、「専門性は高いが、どこか堅い！」というものです。そのことに関して、あるエピソードがあります。近々、FPIC 盛岡ファミリー相談室の活動に加わることを予定している知人が、面会交流支援の研究集会で親しくなった他の支援団体の友人にその心積もりを伝えたところ、怪訝な表情で「あんな堅い団体で、あなたは持ち味を發揮していけるの？」と言われてしまったというのです。知人は、天衣無縫でのびやかなタイプなので、それを気遣っての発言だったのでしょう。知人は、苦笑しながらその出来事を報告してくれました。

たしかに、そういわれてみると思い当たるふしがないわけではありません。私たちの場合、支援の主力部隊は、家裁調査官 OB や調停委員経験者ですので、家庭裁判所での豊富な実務経験が背景にあります。子どもの最善の利益にかかわる面会交流の本質理解や基本的方針については、譲れない原則がありますし、個々のケースが抱える困難な課題に対応するためには、的確な情報収集に基づく周到な事前検討を必須と考えています。結果的に、多様な支援ニーズに対し、代行サービスのように安請け合いしようにしない私たちの慎重な姿勢は、時として、利用者等に「融通の利かない堅い支援団体」という印象を与えてしまうということがあるのかもしれませんが。あるいは、私たち自身が気付かぬうちにどこか取っ付きにくい雰囲気醸成している可能性も

ないとは言えません。もっとも、支援に携わっている個々の支援員を見ると、生来的かと思われるほど友好的で対人関係の障壁を感じさせないメンバーも少なくないというのが実感です。とはいえ、漠然としたイメージや風評が相手ですから、こうした反論や弁明を重ねても意味はないでしょう。

ただ、FPIC に対する一般的なイメージが先のようなのだとすれば、私たちは、そのことを十分に自覚し、利用者の上から目線と感じさせないように、利用者や子の意思や希望への十分な配慮と丁寧な説明が大切であることは言うまでもありません。利用者や子どもに対しては、常に、親身でフランクな対応を心掛けたいと願っています。



編集後記

講演会で、講師の渡邊大輔弁護士が法律的に子どもを「主語」とした面会交流にまだ至っていないと述べていた点が、強く印象に残りました。5年前の若林昌子 FPIC 元理事長の「少子高齢化社会における当事者支援の課題ーすべての子どもの『子の最善の利益』現実化を中心にー」という当相談室設立時の講演(関連記事ぶらんこ4号)とも繋がります。全ての子どもが、法律の条文上で権利の主体として「主語」となって、真に幸せな成長・発達を遂げてほしいと一層願いながら、今後も面会交流支援に努めたいと思います。

広報委員一同

FPIC 盛岡ファミリー相談室へのアクセス

〒020-0823 盛岡市門2丁目2-15 宮古方

電話 080-9254-1454, 080-9254-2241

受付時間：平日午前10時～午後4時

Email: buranko2215@gmail.com

HP: <https://buranko2215.web.fc2.com/>